平成２９年（フ）第７２１号
北九州市八幡西区白岩町17番14―201号
債務者　黒澤サチコ
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４８３号
大阪府和泉市肥子町２丁目３番29号、前住所大阪府岸和田市東大路町233番地の８
債務者　多々納　明
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１６号
大阪府貝塚市澤724番地１クローバーコリーヌ101号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡北１丁目４番30―203号
債務者　山田　　悟
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２０号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目16番１―204号
債務者　向　　龍彦
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
大阪府岸和田市中井町２―８―17松本方、住民票上の住所大阪府岸和田市吉井町４丁目１番７―401号
債務者　石木かおり
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５６０号
大阪府泉南郡田尻町吉見288番地１エメロード吉見205号室、前住所大阪府泉大津市二田町２丁目５番39―408号
債務者　立田　　実（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
大阪府和泉市伯太町官有地
債務者　澤井　和裕
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５６３号
大阪府阪南市下出61番地の10
債務者　田上かおる
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
大阪府貝塚市半田1022番地２棟206号
債務者　大村　秀司
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７１号
大阪府岸和田市内畑町521番地
債務者　山口　千香
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７４号
大阪府和泉市内田町２丁目８番75号
債務者　森前　仁美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７５号
大阪府和泉市肥子町２丁目４番７―301号
債務者　田中　公子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５８３号
大阪府貝塚市半田1022番地１棟609号
債務者　浮城　輝彦
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２１０号
北海道石狩市緑苑台東２条２丁目131番地３
債務者　長崎　憲嗣
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４４号
札幌市白石区東札幌１条２丁目２番２号　第12パレス日成12号
債務者　鍋沢みどり
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６７号
北海道北広島市共栄町３丁目９番地１　共栄団地２―201号
債務者　髙橋　伸也
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７３号
札幌市白石区川北５条１丁目１番12号
債務者　工藤　建司
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部